

大口町告示第129号

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

様式第2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行後にした行為に対して、他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

- 5 この要綱の施行の際現に改正前の大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定により作成された諸様式は、所要の修正を加え、当分の間、使用することができる。

(新)

様式第2 (第5条関係)

(表面)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">愛知県内のみ有効</div>		
 後期高齢者福祉医療費受給者証		
公費負担者番号		
公費負担医療の受給者番号		
受給者	住所	愛知県丹羽郡大口町
	氏名	
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印	愛知県丹羽郡  大口町長 印	
交付年月日	年 月 日	

この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

(裏面)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 この証は、本人以外は使用できません。</li><li>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</li><li>3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を 町長に返してください。</li><li>4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。</li><li>5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、町長にその旨を届け出てください。</li><li>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</li><li>7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、町長に返してください。</li><li>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として<u>拘禁刑</u>の処分を受けます。</li></ol>
(問い合わせ先)

(旧)

様式第2 (第5条関係)

(表面)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">愛知県内のみ有効</div>		
 後期高齢者福祉医療費受給者証		
公費負担者番号		
公費負担医療の受給者番号		
受給者	住所	愛知県丹羽郡大口町
	氏名	
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印	愛知県丹羽郡  大口町長 印	
交付年月日	年 月 日	

この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

(裏面)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 この証は、本人以外は使用できません。</li><li>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</li><li>3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を 町長に返してください。</li><li>4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町長にその旨を届け出てください。</li><li>5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、町長にその旨を届け出てください。</li><li>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</li><li>7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、町長に返してください。</li><li>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</li></ol>
(問い合わせ先)